

熱海市初島診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市初島診療所条例の一部を改正する条例

熱海市初島診療所条例（昭和54年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「かかげる」を「掲げる」に改める。

第4条第1項中「水曜日」を「火曜日」に、「とし、診療時間は午後0時30分から午後2時30分までとする」を「とする」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 診療所の診療時間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 火曜日 午後2時40分から午後4時30分まで

(2) 土曜日 午後1時40分から午後3時10分まで（1月及び12月にあっては、午後2時40分から午後4時30分まで）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。